

都内各自治体における条例名称

1 「手話言語条例」単独の例

- ・江戸川区手話言語条例
- ・荒川区手話言語条例
- ・東京都板橋区手話言語条例
- ・中野区手話言語条例
- ・品川区手話言語条例
- ・東京都手話言語条例
- ・杉並区手話言語条例
- ・国立市手話言語条例
- ・世田谷区手話言語条例
- ・文京区手話言語条例

2 「障害者の意思疎通に関する条例」単独の例

- ・千代田区障害者の意思疎通に関する条例
- ・中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例
- ・世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例
- ・文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

3 「手話言語」及び「意思疎通」あわせて1条例の例

- ・豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例
- ・足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例
- ・墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例
- ・葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
- ・港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- ・江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例
- ・台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例
- ・東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例
- ・新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例
- ・大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例

- ・府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例
- ・渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- ・練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例
- ・中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例

4 分類・整理

(1) 手話言語条例

- 単独条例では、全ての自治体が「手話言語条例」としている。
- 意思疎通とあわせて1条例としている場合は、単独条例と比較して「手話言語の…」と続く例が多く見られる。
 - ・手話言語の普及
 - ・手話言語（へ）の理解（の）促進
 - ・手話言語の確立

(2) 障害者の意思疎通に関する条例

- 「手話言語条例」と比較して名称の種類が多いが、概ね以下のような違いがある。
- 「支援」と「促進」
- 「障害者の意思疎通…」と「障害の特性に応じた意思疎通…」
- 「多様な」の有無
- 「意思疎通」と「意思疎通手段（コミュニケーション手段）」
 - ・障害者の意思疎通に関する条例
 - ・障害者の意思疎通の促進に関する条例
 - ・障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例
 - ・障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例
 - ・障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例
 - ・障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例
 - ・障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
 - ・障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
 - ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
 - ・障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例